

AI 防犯カメラサービス契約約款

第1節 総則

第1条（約款の適用）

株式会社いちはらケーブルテレビ(以下「当社」といいます。)は、当社の定める「AI防犯カメラサービス契約約款」(以下「本約款」といいます。)により、「AI防犯カメラサービス」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、本約款を、当社とAI防犯カメラサービス利用契約(以下「利用契約」といいます。)を締結している者(以下「契約者」といいます。)の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

2. 本約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける契約者に対し、当社の定める方法により告知します。

第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
本アプリ	本サービスを利用する上で必要となるWEBアプリケーション
世帯	同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団
対象物件	機器一式を設置する場所
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
クラウドサーバ	本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器
当社の通信設備	本サービスを提供する上で必要なクラウドサーバ等の通信機器
ソフトウェア	当社の通信設備とデータ通信を行う等、本アプリを利用する上で通信機器に必要となるシステム
セキュリティルータ	当社の通信設備とデータ通信する際に必要となる機器
AIカメラ	AIを搭載したネットワークカメラ
PoEインジェクター	交流100Vのコンセントから給電し、カテゴリ5以上のイーサネットケーブルを通じてAIカメラへ電源を供給する機器
関連端末	AIカメラ、PoEインジェクターの総称
機器一式	セキュリティルータ、AIカメラ、PoEインジェクターの総称
契約者端末	契約者が所有または管理するパソコン、スマートフォン、タブレット等
映像データ等	AIカメラから撮影した画像、映像データ等
料金等	本サービスに関し、契約者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
ID	本サービスを利用するための各種識別番号
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
有事	AIカメラの画角内において動体を検知した映像
平時	Aiカメラの画角内において動体を検知していない映像

用語	用語の意味
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条(本サービスの内容)

本サービスは、対象物件に設置した機器一式を、インターネット回線を経由し、本アプリを利用して契約者端末から遠隔でコントロールできるカメラコントロールおよびカメラモニタリング型サービスです。

2. 本サービスの利用には、当社指定のセキュリティルータの設置が必要となります。契約者は、セキュリティルータに加え、別表の1. (2)に定める種類の関連端末を当社の指定する接続方法にて使用することで以下の遠隔操作を行うことができます。

(1) カメラリモート

本アプリ上で指定した条件に基づき映像データ等の撮影および指定のあて先に映像データ等の送信を行うサービス

(2) 映像データ等自動記録・保管

契約者の別途契約する通信サービスを通じてクラウドサーバへ映像データ等を自動的に記録・保管するサービス

(3) クラウドサーバの映像データの再生

本アプリ上で指定した条件に基づきクラウドサーバ上にある情報を指定のあて先に送信を行うサービス

(4) フラッシュライト

本アプリ上で指定した条件に基づきAIカメラのフラッシュ機能が操作できるサービス

(5) マイク・スピーカ

本アプリ上で指定した条件に基づきAIカメラ設置付近の集音、AIカメラからの発声の操作を行うサービス

(6) プッシュ通知

クラウドサーバに保管された映像データ等は、AIを使用して有事と平時に自動的に編集、切り分けられ、有事のみプッシュ通知にて契約者端末へ通知を行うサービス

3. 本サービスは、当社指定の機器一式のみで利用できるものとします。なお、セキュリティルータのみの設置を行うことはできません。

4. 本サービスを利用する場合、以下の条件でサービスを提供します。

(1) セキュリティルータ1台に対してAIカメラ4台の接続に限りします。

(2) PoEインジェクター1台に対してAIカメラ4台の接続に限りします。

(3) カメラリモートは当社が指定する方法により契約者毎に通知されたID・パスワードを使用してWEBアプリケーションへログインします。

5. 本サービスの利用の際に、当社または第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款(以下「その他約款等」といいます。)がある場合は、契約者は、本約款に加えて当該その他約款等に同意し、それらに従うものとします。

6. 当社は、第2項で定める遠隔操作の内容を変更することができます。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第5条(提供区域)

本サービスの提供区域は、当社ホームページ上での掲載等、当社が別途定めるとおりとします。但し、その提供区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、本サービスを利用することができない場合があります。

第2節 利用契約

第6条（利用契約の単位と有効期間）

利用契約の締結は、世帯ごとに行います。

2. 利用契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし、利用契約の有効期間満了の10日前までに当社、契約者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第7条（利用契約の申し込み）

申込者は、本約款を承認の上、当社所定の加入申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。

- (1) 申込者の住所および氏名、または、所在地、商号および代表者
 - (2) 対象物件の所在地（申込者の住所と対象物件の所在地が異なる場合）
 - (3) 利用を希望する申込口数
 - (4) その他必要事項
2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
 3. 申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。

第8条（申し込みの承諾）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が本約款に違反するおそれがある場合
 - (2) 申し込み内容に虚偽の記載があった場合
 - (3) 本サービスの提供が著しく困難である場合
 - (4) その他、利用契約締結が不相当である場合
 - (5) 現在または過去5年以内において、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認めた場合
2. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。この場合、当社は、承諾しない理由を開示する義務を負わないものとします。

第9条（利用契約の成立と利用開始日）

利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。
3. 利用契約の成立後、初めて機器一式が設置された日を、本サービスの利用開始日と定めます。
また、第12条（加入申込書記載事項の変更）第3項の規定によりAIカメラ又は機器一式が追加されたときは、当該機器一式が設置された日を、本サービス追加契約の利用開始日と定めます。

第10条（利用の条件）

契約者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット回線、通信機器、電源、電池、ソフトウェア等（以下「設置環境」といいます。）を準備するものとします。

2. 前項に定めるインターネット回線については、第11条（本アプリの提供と管理）第2項に定める契約者端末を除き、有線により常時接続されていることを前提とします。
3. 契約者と本サービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）が異なる場合は、契約者は利用者に必要な情報を提供するものとし、契約者は、利用契約の全責任を負います。

4. 第1項で定める設置環境が整っておらず、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合、当社は利用契約を解除することができるものとします。

第 11 条（本アプリの提供と管理）

- 当社は、利用契約に伴い、当社所定の方法にて本アプリをWEBブラウザを通じて契約者へ提供します。
2. 契約者は、映像データ等の閲覧その他、本サービスの利用にあたり、WEBブラウザを用意するものとし、この媒体として、契約者端末を要するものとします。なお、当該契約者端末は、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。
 3. 本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。
 4. 契約者は、当社が提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

第3節 契約事項の変更

第12条（加入申込書記載事項の変更）

- 契約者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。
2. 契約者は、加入申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
 3. 契約者は、AIカメラ又は機器一式の追加を請求することができます。この場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。AIカメラ又は機器一式を追加した場合、本サービス追加契約とします。
 4. 契約者は、契約者が本サービスを複数契約している場合、毎月末日付にて、追加した契約の解約を請求することができます。この場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、月末日より10日前までに当社に提出するものとします。
 5. 当社は、第8条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項から第4項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該契約者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
 6. 本条に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第1項の規定による変更の場合は、原則として提出された書類を当社が受領した日を、第7項の場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
 7. 当社が特に認める場合に限り、契約者は、本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第13条（名義変更）

契約者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。

- (1) 契約者の改称
- (2) 承継
- (3) 譲渡
2. 前項の第2号または第3号の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
3. 前2項の規定により契約名義を変更しようとする契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

4. 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、契約者が負う一切の義務を承継するものとします。また、旧契約者は、新契約者へサーバに保有される機器一式の各種情報、映像データ等が引継がれることを承諾するものとします。

第14条（権利譲渡の禁止）

契約者は、第13条(名義変更)の場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第15条（設置場所の変更）

契約者は 機器一式の設置場所の変更を請求することができるものとします。機器一式の設置場所を変更する場合、契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該変更希望日の20日前までに当社に提出するものとします。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。

この場合、当社は、当該契約者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

(1) 変更を希望する対象物件の所有者の承諾が得られていない場合

(2) 当該変更により、本サービスの提供が困難となるおそれがあると当社が判断した場合

3. 契約者は、機器一式の設置場所の変更に伴う作業を行うことができないものとします。ただし、セキュリティルータおよびPoEインジェクターの設置場所の変更については、当社が指定する接続方法を順守した上で自己の責任において契約者が行えるものとします。

4. 当社が定めた要件を満たす契約者については、機器一式の設置場所の変更にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。

第4節 本サービス提供の停止等

第16条(当社が行う本サービス提供の停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

(1) 第23条(契約者の支払い義務)に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合

(2) 加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合

(3) 第17条(当社が行う本サービス提供の制限)第1項第2号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合

(4) 第21条(IDおよびパスワードの管理)第2項、第34条(契約者の維持責任)第1項、第38条(著作権等)、第40条(機密保持)第1項、第42条(禁止事項)、および第43条(契約者の義務)の規定に違反した場合

(5) 第21条(IDおよびパスワードの管理)第3項の規定による場合

(6) 第41条(情報の削除等)第1項第1号から第3号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合

(7) その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合

2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該契約者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第17条（当社が行う本サービス提供の制限）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。

(1) 天災・地震その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき

(2) 契約者が、当社の通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき

2. 当社は、前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、契約者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項第2号により本サービスの提供を制限するときは、契約者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第18条（当社が行う本サービス提供の休止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。

- (1) 当社の通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 当社の通信設備に障害が発生した場合
 - (3) 第17条(当社が行う本サービス提供の制限)第1項第1号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
 - (4) その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期間を、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第5節 利用契約の解約および解除

第19条(契約者が行う利用契約の解約)

契約者は、第6条(利用契約の単位と有効期間)第2項の規定にかかわらず、月末日より10日前までに利用契約を解約することができます。この場合、当該契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、第3項の場合においては、別途定める日を当該契約解約日として取り扱うものとします。
3. 当社が定めた要件を満たす契約者については、本条で定める解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第20条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条(利用契約の単位と有効期間)第2項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第16条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
 - (2) 第10条(利用の条件)に定める設置環境が整っておらず、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
 - (3) その他当社、契約者のいずれの責にも帰することのできない事由により、本サービスの提供が困難な場合
2. 当社は、契約者が第16条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条の定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
 3. 当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により契約者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

4. 第1 項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第6節 IDおよびパスワード

第21条 (IDおよびパスワードの管理)

- 当社は、契約の成立に伴い、契約者にID及びパスワードを付与します。
2. 契約者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
 3. 契約者は、IDおよびパスワードの喪失、盗難または第三者による不正使用の事実が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により契約者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
 4. 契約者が第19条(契約者が行う利用契約の解約)の規定により利用契約を解約する場合、もしくは第20条(当社が行う利用契約の解除)の規定により、利用契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該契約者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第7節 料金等

第22条 (料金等)

- 料金等は、別表に定めるとおりとします。
2. 契約者は、別表記載の金額に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
 3. 当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第23条 (契約者の支払い義務)

- 契約者は、その契約内容に応じ、第22条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第12条(加入申込書記載事項の変更)の規定により契約者の契約内容が変更されたときは、契約者は変更後の契約内容に応じ、第22条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
2. 料金等のうち、月額利用料金の支払い義務は、第9条(利用契約の成立と利用開始日)第3項に規定する利用開始日に発生するものとします。
 3. 料金等のうち、販売価格の支払い義務は、第9条(利用契約の成立と利用開始日)に規定する利用開始日、あるいは第12条(加入申込書記載事項の変更)の規定により利用サービス内容および機器一式を変更、追加したときは、変更、追加後の利用開始日に発生するものとします。
 4. 料金等のうち、契約事務手数料の支払い義務は、第9条(利用契約の成立と利用開始日)第3項に規定する本サービスの利用開始日に発生するものとします。
 5. 料金等のうち、工事費用の支払い義務は、第28条(機器一式の設置および費用負担)、第29条(機器一式の移設および費用負担)、あるいは第30条(機器一式の撤去および費用負担)に規定する機器一式の設置、移設、あるいは撤去が完了した日に発生するものとします。
 6. 第16条(当社が行う本サービス提供の停止)の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
 7. 第17条(当社が行う本サービス提供の制限)の規定により、本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
 8. 第18条(当社が行う本サービス提供の休止)の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用出来ない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10 日以上この状態が継続したときは、対象となる契約者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

第24条（料金等の利用明細等）

当社は料金等の利用明細は発行しておりません。契約内容確認通知書にて利用料明細の確認をしていただきます。契約者は、利用明細等をWebページで確認することができます。

第25条（料金等の請求時期および支払期限等）

当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて契約者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた契約者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
3. 契約者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第26条（利用契約終了時に伴う料金等の精算方法）

第19条（契約者が行う利用契約の解約）第1項、第3項および第20条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第19条（契約者が行う利用契約の解約）第2項および第20条（当社が行う利用契約の解除）第4項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第27条（遅延損害金）

契約者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第8節 機器一式

第28条（機器一式の設置および費用負担）

機器一式の設置工事は当社が行うものとし、契約者は、機器一式の設置工事に要する費用を負担するものとします。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日より1年間とします。

2. 契約者は 契約者の各種変更の希望により設置工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

第29条（機器一式の移設および費用負担）

当社が第15条（設置場所の変更）第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により機器一式を移設します。この場合、契約者は、当該移設に要する費用を負担するものとします。

2. 移設に伴い、対象物件の復旧を要する場合、契約者はその復旧費用を負担するものとします。

第30条（機器一式の撤去および費用負担）

第19条（契約者が行う利用契約の解約）第1項および第20条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により利用契約が終了したときは、機器一式を撤去します。この場合、契約者は、当該撤去に要する費用を負担するものとします。

2. 撤去に伴い、対象物件の復旧を要する場合、契約者はその復旧費用を負担するものとします。

第31条（責任事項）

当社は、当社の通信設備について維持管理責任を負います。なお、契約者は当社の通信設備の維持管理の必要上、第18条（当社が行う本サービス提供の休止）第1項の規定により、本サービスの提供が一時的に休止することがあることを承認するものとします。

第32条（設置場所の無償使用）

当社は、機器一式を設置するために必要最小限において、対象物件を無償で利用できるものとします。

2. 契約者は、利用契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第33条（便宜の供与）

契約者は、当社または当社の指定する業者が機器一式または通信設備の検査、修復等を行うために、対象物件の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第34条（契約者の維持責任）

契約者は、機器一式を善良な管理者の注意をもって取り扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。また、本サービスを維持するために必要な設置環境についても契約者の責任において管理するものとします。

2. 契約者の故意または過失により機器一式に故障が生じた場合には、契約者はその修復に要する費用を負担するものとします。

第35条（故障）

本サービスに異常が生じた場合、契約者は機器一式に異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社の通信設備を調査し、適切な措置を講じます。ただし、対象物件の通信設備に起因する異常については、この限りではありません。

2. 前項の調査の結果、異常、故障が契約者の責に帰すべき事由によるものであった場合、または当社の通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、その調査または修理に要した費用は契約者が負担するものとします。

第36条（機器一式）

契約者は、機器一式を当社より本サービスの月額利用料金を支払うことで貸与を受けることができます。

2. 第1項により、契約者が当社より貸与を受ける機器一式については、故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、契約者が機器一式を本来の用法に従って使用しなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。また、当社が認める場合を除き、契約者は機器一式の交換を請求できません。
3. 第1項により、当社より機器一式の貸与を受ける契約者は、第19条（契約者が行う利用契約の解約）第2項および第20条（当社が行う利用契約の解除）第4項に定める利用終了日、ならびに第12条（加入申込書記載事項の変更）第6項に規定する契約変更日に当社に機器一式を返還するものとします。なお、契約者が故意または過失により機器一式を破損もしくは紛失し、または返還しない場合、契約者は、別表の3. に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
4. 契約者は、当社が必要に応じて行うセキュリティルータ及びAIカメラ、WEBアプリケーションのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
5. 契約者が本サービスの解約を行う場合において、第12条（加入申込書記載事項の変更）または第19条（契約者が行う利用契約の解約）に規定する当社への申告をせず、契約者自身で機器一式の取り外しを行った場合、料金の支払い義務は継続して発生するものとします。
6. 契約者は、第1項により当社が提供するセキュリティルータ以外のセキュリティルータを使用して本サービスを利用することはできません。なお、当社は、第三者から譲渡されたセキュリティルータを使用する契約者への本サービスの提供について一切保証しないものとします。

第9節 雑則

第37条（個人情報の保護）

個人情報保護方針

株式会社いちはらケーブルテレビ（以下「当社」といいます）は、お客様の個人情報を安全かつ適切に保管・利用することを 当然の責務と考えます。お客様に信頼され、ご満足していただけることが当社の事業活動の基盤であり、重大な社会的責務であることを認識し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令、国が定める指針その他の規範ならびに業界ガイドライン等を遵守して個人情報保護の確実な履行に努めます。

個人情報の取り扱いについて

1.個人情報の定義

個人情報とは、次の(1)または(2)に該当するものをいいます。

- (1) 生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレスその他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（その記述等のみによっては特定の個人を識別することができないものの、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの（運転免許証番号・パスポート番号・健康保険証番号・マイナンバーなどが含まれるもの）

なお、個人情報には、お客様本人の個人情報に加え、ご家族やお届け先の情報等も含まれます。

また、当社は、単体では個人情報に該当しないお客様個人に関する情報（「個人関連情報」）を取得することがあります。当社は、個人関連情報を他の情報と照合することにより特定のお客様を識別する場合があります。この場合には、当該個人関連情報を個人情報として取り扱います。

2.個人情報取扱事業者の名称等

お客様からお預かりした個人情報は、当社が責任をもって管理してまいります。

株式会社いちはらケーブルテレビ

〒290-0054 千葉県市原市五井中央東2丁目23番地18

3.利用目的

お客様の個人情報は、当社およびTOKAIグループ各社（以下、当社およびTOKAIグループ各社を合わせて「TOKAIグループ各社」といいます）における次の利用目的のために利用させていただきます。

【商品・サービス等の提供】

- ・TOKAIグループ各社の各種商品・サービス等のご提供
- ・TOKAIグループ各社のアフターサービス等のお客様サポート
- ・TOKAIグループ各社のお客様からのご相談・お問い合わせへの対応

【お客様への提案】

- ・TOKAIグループ各社の各種商品・サービス、キャンペーン、イベント等のご案内
- ・TOKAIグループ各社提携先*1の各種商品・サービス等のご案内
- ・TOKAIグループ各社のご優待特典および会員サービス等のご案内やご提供

【商品・サービス等の安定性の確保】

- ・TOKAIグループ各社の各種商品・サービス等の運用・保守
- ・TOKAIグループ各社の各種商品・サービス等における不正契約・不正利用・不払いの防止や発生時の対策

【各種調査・分析】

- ・TOKAIグループ各社の新商品・新サービスの開発、ならびに各種商品・サービスの品質改善のための調査・分析

- ・お客様の趣味嗜好に応じたお客様への提案・マーケティングのための調査・分析

なお、上記以外の目的のうち、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて個人情報を利用させていただく場合には、都度、その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。

*1 TOKAIグループ各社の販売代理店、取次店、紹介店、またはTOKAIグループ各社が販売代理店、取次店、紹介店となる相手方をいいます。

4.利用目的の変更

当社は、前項に記載した利用目的を変更する場合、変更された利用目的について、メールによる送信、当社ホームページにおける公表、その他当社が適当であると判断する方法によりお客様へ通知または公表します。

5.共同利用

TOKAIグループ各社は、2011年4月1日の株式会社TOKAIホールディングス設立および組織再編に伴って新たな共同利用関係を開始しており、第3項記載の利用目的の範囲内で、お客様から取得する個人情報をTOKAIグループ各社との間で共同利用します。ただし、お客様からの請求があれば、TOKAIグループ各社はお客様の個人情報の共同利用を停止します。

(1)当社と共同利用する者の範囲

TOKAIグループ各社

(2)利用目的

第3項に記載した利用目的に同じ

(3)共同して利用する個人情報の項目

① 氏名・住所・電話番号・メールアドレス等のお客様の属性に関する情報

② ご購入・ご契約時またはサービス提供の際に取得するお客様やお客様のご家族に関するすべての個人情報

③ キャンペーン・懸賞等にご応募いただいたお客様の個人情報、または、その他お客様からいただいたすべての個人情報

(4)共同利用における管理責任者

株式会社いちほらケーブルテレビ

〒290-0054 千葉県市原市五井中央東2丁目23番地18

6.第三者への開示・提供

当社は、法令に定められている場合(警察等公的機関より法令に基づき開示要請を受けた場合など)、お客様が同意された場合以外は、お客様の個人データを第三者へ開示・提供することはありません。なお、共同利用または業務委託または事業承継により提供する場合は、第三者への開示・提供には該当しません。

7.第三者からの取得

当社は、法令に定められている場合、お客様が同意されている場合以外は、お客様の個人データを第三者から取得しません。なお、共同利用または業務委託または事業承継による場合は、第三者からの取得には該当しません。また、当社が第三者から個人情報の提供を受けた場合は、提供元の名称、住所、代表者氏名、取得の経緯等法令で定められた事項を確認・記録して、一定期間保存することにより個人情報の適正な取得を確保します。

8.匿名加工情報・仮名加工情報の取り扱い

当社において、匿名加工情報・仮名加工情報を作成する場合は、個人情報の保護に関する法律その他の法令に従い適切にこれを実施します。

9.第三者への委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で第三者に対して個人情報の取扱業務の全部または一部を委託することがあります。委託にあたっては、これら第三者との間で、安全管理措置、秘密保持、再委託の条件、委託契約終了時の個人情報の返却等その他個人情報の取り扱いに関する事項について適正な契約を締結し、必要かつ適切な管理・監督を行います。

10.開示等の請求手続き

1. お客様が、お客様の個人情報等の開示を希望される場合

お申し出をされた方がお客様ご本人であることを当社にて確認したうえで、法令に基づき、合理的な期間内に適切な対応を行います。

2. お客様が、お客様の個人情報の訂正・追加・削除・利用停止・第三者提供停止を希望される場合

お申し出をされた方がお客様ご本人であることを当社にて確認したうえで、お客様の個人情報について事実関係等を確認し、適切な対応を行います。

11.契約終了後の個人情報の利用

当社は、お客様との契約が終了した後であっても、第3項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を利用する場合があります。

12.安全管理措置

当社は、個人情報の取り扱いにおいて、当該データへの不正アクセス、漏えい、滅失または毀損を防止するため、厳正な管理のもとで安全管理措置を講じるとともに、継続的に見直しを行うよう努めます。当社が講じている安全管理措置の内容については、第14項のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

13.プライバシーポリシーの改定

お客様の個人情報の取り扱いにつきましては、従うべき法令の変更に合わせる等の事情により、内容を適宜見直し、改善してまいります。改定した場合は、当社ウェブサイトにおいて速やかに公表します。

14.お問い合わせ窓口

(1) 個人情報に関するお問い合わせは、次の窓口までご連絡ください。

株式会社いちばらケーブルテレビ

千葉県市原市五井中央東2丁目23番地18

電話番号:0120-241-991

電話受付時間:9:00～17:30

(年末年始は上記時間と異なる場合があります。ご了承ください。)

(2) 認定個人情報保護団体の名称および苦情解決の申出先

当社は、「個人情報保護に関する法律」に基づく認定個人情報保護団体である「個人情報保護センター(一般社団法人 放送セキュリティセンター)」及び「電気通信個人情報保護推進センター」の対象事業者です。

当社の個人情報の取り扱いについて疑問等が残り、ご相談が必要な場合は次の窓口までご連絡ください。

一般財団法人放送セキュリティセンター内

個人情報保護センター

URL:<https://www.sarc.or.jp/hogo/soudan/kaiketu.html>

一般財団法人日本データ通信協会 電気通信個人情報保護推進センター

電話:03-5907-3803

URL:<https://www.dekyo.or.jp/kojinjoyoho>

(附則)

2005年4月1日策定

2005年10月1日改定

2011年8月22日改定

2017年5月31日改定

2018年4月1日改定

2020年3月1日改定

2022年4月1日改定当社は、契約者の個人情報を別途オンライン上に提示する「プライバシーポリシー<<https://www.icntv.ne.jp/misc/privacy.html>>」に基づき、適切に取り扱います。

第38条(著作権等)

契約者が取得した映像データ等を除き、本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属します。契約者は、本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等を行うことはできません。

2. 契約者が本条の規定に違反した場合、当社は本サービスの提供を停止することがあります。

第39条(映像データ等の管理責任)

本サービスにより契約者がクラウドサーバから取得した映像データ等は、契約者自身の責任において管理し、保管するものとします。

2. 当社は、前項に定める映像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとします。

第40条(機密保持)

契約者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差押え・搜索・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な契約者の機密情報を提供することがあります。

第41条 (情報の削除等)

当社は、契約者による本サービスの利用が第42条(禁止事項)各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第42条(禁止事項)各号に該当する行為をやめるように要求します。
 - (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
 - (3) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。
2. 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第42条 (禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

- (1) 機器一式を譲渡、質入れする行為、または当社から貸与した機器一式を転貸する行為。
- (2) 機器一式を変更・分解・改変または付加物等を取付ける行為。ただし、天災、地変、またはその他の非常事態に際して保護する必要があるとき、もしくは保守の必要があるときを除く
- (3) 本アプリを改変し、またはリバースエンジニアリング(主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。)、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為
- (4) 本アプリの全部または一部を複製、翻案する行為
- (5) 本アプリの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する行為
- (6) 本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはそのおそれのある行為
ただし利用開始日より事前に、契約者から当社に対して申し出があり、当社がその申し出を特に認める場合はこの限りではない。
- (7) 本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為
- (8) IDおよびパスワードを不正使用する行為
- (9) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (10) 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (11) 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (12) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (13) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- (15) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (16) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (17) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (18) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為

- (19)無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (20)違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (21)違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請け負い、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
- (22)人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (23)人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
- (24)火災や事故等の危険な事象を引き起こすおそれのある行為
- (25)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- (26)犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (27)公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為(28) 法令に違反し、またはそのおそれのある行為
- (29)その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不相当と判断する行為

第43条 (契約者の義務)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

- (1) 契約者がネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
 - (2) 契約者は、サーバ内に保管された契約者のデータおよび本アプリ内のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは契約者の責任において行うこと
 - (3) 契約者は、本アプリおよび本サービスで利用する契約者端末のブラウザソフトウェアは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること
2. 契約者が本条の規定に違反した場合、当社は本サービスの提供を停止することがあります。

第44条 (損害賠償の免責および特約事項)

当社が、第16条(当社が行う本サービス提供の停止)、第17条(当社が行う本サービス提供の制限)、第18条(当社が行う本サービス提供の休止)、第45条(本サービスの廃止)の規定により、本サービスの提供を停止、制限、休止、廃止したことによって、契約者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。ただし、第23条(契約者の支払い義務)第8項ただし書きの適用がある場合には、同条ただし書きが適用されるものとします。

2. 契約者が、第34条(契約者の維持責任)、第43条(契約者の義務)に規定する行為を怠ったことに起因し、本サービスに休止・制限等が発生したことによって、契約者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

3. 第13条(名義変更)の規定により、名義変更を行ったことによって契約者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

4. 契約者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該契約者は自己の責任と費用において

解決するものとし、当社およびソフトウェア開発企業は一切責任を負わないものとします。

5. ID、パスワードおよび機器一式の使用の過誤により契約者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

6. 契約者が、第21条(IDおよびパスワードの管理)第2項、第34条(契約者の維持責任)第1項、第38条(著作権等)、第40条(機密保持)第1項、第42条(禁止事項)および第43条(契約者の義務)について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該契約者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。

7. 第19条(契約者が行う利用契約の解約)および第20条(当社が行う利用契約の解除)の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当社は、当該契約者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。

8. 当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第37条(個人情報の保護)の規定を遵守した上で、契約者の使用する関連端末と電気信号による通信を行うことができるものとします。

9. 当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、契約者の本サービスの利用状況や機器一式の条件設定履等のログ情報、映像データ等を取得できるものとし、利用契約の終了後は、当社は当該契約者のデータ等について削除する権利を有するものとします。
- (1) 本サービスの運用・管理
 - (2) 本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧
 - (3) 本サービスの利便性の向上
 - (4) 本サービスの付加価値サービスの調査・開発
10. 当社は前項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を開示できるものとします。ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとします。
11. 当社は、サーバに保管する契約者データについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除または契約者による当該データ削除に起因して契約者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
12. 当社は契約者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
13. 契約者は、天災、地変、またはその他の非常事態の際に第36条(機器一式)第2項、第3項に規定する修理、交換、その他必要な措置が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
14. 設置環境については、契約者が自己の責任により確保するものとします。なお、契約者は、設置環境により、本サービスの一部または全部の機能に制限が発生すること、または継続的に提供されない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
15. 本サービスは、設置環境によって誤検知または非検知に起因するいかなる場合も正確性、有用性、確実性および完全性を保証するものではありません。
16. 当社は、本サービスに係る工事完了の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合にのみ契約者の承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為にかかる責任は全て契約者が負うものであり、その後当社に対して一切の異議を唱えないことを、あらかじめ承諾するものとします。

第45条（本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

- 2. 当社は、前項の場合には、契約者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。
- 3. 当社は、都合により特定の関連端末を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合契約者は第12条(加入申込書記載事項の変更)第3項の規定に基づき別の関連端末への変更を請求することができます。請求を行わなかった契約者に関しては、別途当社が定める場合を除き、本サービスを廃止する日をもって当該契約者との利用契約を解除します。
- 4. 当社は、前項の場合には、当該関連端末を利用する契約者に対し当該関連端末を廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該関連端末を廃止する旨を告知します。

第46条（関連法令の遵守）

当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第47条（国内法令の準拠、合意管轄）

本約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については千葉簡易裁判所又は千葉地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

第48条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、および契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

(1) 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。(2) 本約款は、2025年5月19日より施行します。

別表

1. 月額利用料金

(1) 基本利用料

契約1件につき、以下の基本利用料が発生します。

また、本サービスには別途契約者によるインターネット通信加入回線が必要です。

本サービス	月額利用料金
1契約目 (*1)	3,278円 (税抜2,980円)
2契約目 (*2)	2,178円 (税抜1,980円)
3契約目 (*2)	〃
4契約目 (*2)	〃
5契約目	3,278円 (税抜2,980円)
6契約目 (*3)	2,178円 (税抜1,980円)
7契約目以降	以降同様

(*1) 別表の (2) の全てを利用している本サービス契約者とします。

(*2) 別表の (2) 1契約目を利用中、且つAIカメラ1台のみ追加した場合の本サービス契約者とします。

(*3) 別表の (2) 5契約目を利用中、且つAIカメラ1台のみ追加した場合の本サービス契約者とします。

(2) 関連端末レンタル

関連端末	月額利用料金
AIカメラ(*1)	上記に含む
セキュリティルータ (*1)	上記に含む
PoEインジェクター (*1)	上記に含む

(*1) セキュリティルータ、PoEインジェクター1 台に対してAIカメラ最大4台の接続に限ります。

(3) クラウドサーバ利用料

映像データ保存期間	月額利用料金
60日間(*1)	上記に含む

(*1) 1契約毎に上記の期間が適用されます。

2. 初期費用

初期費用	15,000 円
------	----------

3. 機器損害金(不課税)

機器一式	機器損害金
AIカメラ	40,000円/台
セキュリティルータ	50,000円/台
PoEインジェクター	5,000円/台

4. 最低利用期間

最低利用期間	36 ヲ月
--------	-------

※本サービスの期間内解約には途中解約違約金(不課税)がかかります。

5. 途中解約違約金(不課税)

利用期間	途中解約違約金
初月～12ヵ月	30,000円
13ヵ月～24ヵ月	20,000円
25 ヶ月～36ヵ月	10,000円

6. 撤去費用

対象機器/配線	撤去費用
AIカメラ	3,300円/台 (税抜3,000円/台)
セキュリティルータ	3,300円/台 (税抜3,000円/台)
PoEインジェクター	3,300円/台 (税抜3,000円/台)
屋外LANケーブル	3,300円 (税抜3,000円)

※本サービス解約時に必要となります。

※撤去後の復旧作業については施工前状態をお約束するものではありません。

●クレジットカード支払いに関する特約

1. 契約者は、契約者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとします。
2. 契約者は、契約者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金等を支払うものとします。
また、契約者が指定したクレジットカード会社の指示により、契約者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、契約者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3. 契約者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、契約者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、契約者は、契約者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。